

ドイツにおける国民の司法参加



【州都マインツのクリスマスマーケット】

はじめに

我が国で裁判員制度が導入されて間もなく10年が経過しようとしています。一般市民による刑事訴訟への参加という大きな変革から節目となる10周年を迎え、蓄積された事例を検証してより良いものを作り上げていくことが目指されています。

私は、平成29年7月から1年間、ドイツ連邦共和国に滞在し、ラインラント＝プファルツ州内の複数の都市において実務研修を行いました。ドイツでは、刑事事件だけではなく、日本では職業裁判官のみが審理をする専門的分野においても、広く一般市民が審理に参加します。実務研修を通じ、市民裁判官が関与する



【連邦憲法裁判所】

審理にも多く接したことで、市民による司法参加が根付いているドイツの文化を肌で感じることができました。

ドイツの司法制度

ドイツにおいて、裁判権は、通常裁判権、行政裁判権、労働裁判権、社会裁判権及び財政裁判権の5つの系統に区分され、この区分に従い、各州に、地方裁判所、行政裁判所、労働裁判所、社会裁判所及び財政裁判所が設置されています。

刑事事件は通常裁判権に属し、2名の参審員が裁判体に加わります（職業裁判官は事件により1名ないし3名）。他方、同じく通常裁判権に属する民事事件では、基本的には職業裁判官のみが審理を担当しますが、商事事件に限り、商事裁判官と呼ばれる市民裁判官が2名加わり、職業裁判官1名とともに審理を担当することがあります。その他の特別裁判所のうち行政裁判所、労働裁判所及び社会裁判所においては、第1審、控訴審ともに、いずれも名誉職裁判官と呼ばれる市民裁判官が2名加わり、職業裁判官とともに審理を担当するのが一般的です。

市民裁判官の実情

それでは、市民裁判官が加わる審理の様子はどのようなものでしょうか。ここでは、私がマインツ行政裁判所において法廷や評議を傍聴して見聞した市民裁判官の実情について、その一端をご紹介します。



【連邦通常裁判所の法廷】

行政裁判所の第1審においては、基本的に3名の職業裁判官と2名の名誉職裁判官で合議体が構成されます。行政裁判所の名誉職裁判官は、満25歳以上のドイツ国籍を有する者で裁判所の管轄内に居住していることといった一般的要件で選出されているので、行政事件の分野に関する専門的知識を有しているわけではありません。呼出状を持参して裁判所を訪れた名誉職裁判官は、まず、当日の期日一覧表を交付され、その日にいかなる事件の期日が予定されているかを知らされます。期日は少ないときで1件、多いときで5件程度です。職業裁判官3名は、事前に合議をした上で期日を迎えますが、名誉職裁判官は、期日当日に主任裁判官又は裁判長から20分程度事案についての簡単な説明を受けるのみで法廷に臨みます。審理は基本的に1回の期日で終結し、期日後には判決に向けて評議が行われます。評議の際には必ずと言ってよいほどコーヒーとお菓子が用意されているのがドイツ人らしいところです。

私が傍聴した限りでは、法廷において質問や発言をする名誉職裁判官は皆無でした。評議の場面においても、名誉職裁判官が何か積極的に職業裁判官と異なる意見を述べたりするようなことは少なく、職業裁判官から、

法律の規定や判決の方針につき説明を受けると、内容につき若干の確認をした上で、主文の書かれた用紙に各々がサインして評議が終了します。職業裁判官によれば、名誉職裁判官に判断過程を理解してもらうため、より分かりやすい説明を心掛けているとのことでした。

評議の合間、ある名誉職裁判官に、法律の知識がないと行政事件は難しいと思われるが、市民が名誉職裁判官として裁判に加わることの意義についてどう思うかを尋ねてみたところ、“判決は国民の名で言い渡すからだよ、日本では誰の名で言い渡すんだい？”と逆に質問されたのが印象的でした。たしかに、ドイツでは、判決の冒頭に“Im Namen des Volkes(国民の名において)”という言葉が付されます。

おわりに

以上のようなドイツにおける市民裁判官の関与の在り方は、日本の裁判員裁判が目指す実質的な関与とは趣が異なるというのが率直な感想ですが、広い分野における市民の司法参加は、職業裁判官による公正な審理、ひいては司法に対する国民の信頼に繋がっていると感じた次第です。

(盛岡地方裁判所判事補 高部 祐未)



【高等行政裁判所・ブロッカー長官と】